

TPP協定交渉の 概括的現状

平成23年12月

(※本資料は、我が国関係省庁がTPP協定交渉参加国との協議を通じて、これまでに収集した情報をもとに作成したものです。)

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の概要

TPPの基本的考え方

1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で唯一交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

交渉日程及び目標

交渉日程

2010年 3月 第1回会合(於:豪州)

P4協定(環太平洋戦略的経済連携協定)加盟の4カ国(シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ)に加えて、米、豪、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。

6月	第2回会合(於:米国)
10月	第3回会合(於:ブルネイ) マレーシアが新規参加
12月	第4回会合(於:NZ)【補足1】

2011年	2月	第5回会合(於:チリ)【補足2】
	3月	第6回会合(於:シンガポール)【補足3】
	6月	第7回会合(於:ベトナム)【補足4】
	9月	第8回会合(於:米国)【補足5】
	10月	第9回会合(於:ペルー)【補足6】
	12月	第10回会合(於:マレーシア)【補足8】

2012年 2012年には5回の全分野を対象とした交渉会合を予定

3月 第11回会合(於:豪州)(予定)

目標

2011年5月

TPP協定交渉参加国閣僚会合共同声明
(於:米国モンタナAPEC貿易大臣会合)

「11月にTPP協定の大まかな輪郭を固めるとの目標を表明した。」



2011年11月12~13日

APEC首脳会議(於:ハワイ・ホノルル)

- ・「TPPの輪郭」を発表【補足7】
- ・野心的な目標ではあるが、2012年中に協定を完成させるよう指示した(オバマ大統領の発言)。

交渉の分野及び内容

TPP協定交渉では24の作業部会が設けられているが、これらの部会は「首席交渉官会議」のように特定の分野を扱わないものや、「物品市場アクセス」(工業)、「物品市場アクセス」(繊維・衣料品)、「物品市場アクセス」(農業)のように、分野としては一つに括りうるものも含まれている。このような会合を整理すると、分野としては21分野となる。また、作業部会ごとに協定テキストの「章立て」が行われるとは限らず、今後の交渉次第で複数の作業部会の成果が一つの章に統合され、または、「分野横断的事項」作業部会のように作業部会の成果が複数の章に盛り込まれる可能性もある。

<p>(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業)</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>		<p>(2) 原産地規則</p> <p>関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>		<p>(3) 貿易円滑化</p> <p>貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>		<p>(4) SPS(衛生植物検疫)</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>		<p>(5) TBT(貿易の技術的障害)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	
<p>(6) 貿易救済(セーフガード等)</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>		<p>(7) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手續等のルールについて定める。</p>		<p>(8) 知的財産</p> <p>知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>		<p>(9) 競争政策</p> <p>貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。</p>		<p>サービス</p> <p>(10) 越境サービス</p> <p>国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>	
<p>サービス</p>			<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>		<p>(15) 投資</p> <p>内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手續等について定める。</p>		<p>(16) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>		
<p>(11) 商用関係者の移動</p> <p>貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手續等に関するルールを定める。</p>	<p>(12) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(13) 電気通信サービス</p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>							
<p>(17) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>		<p>(18) 制度的事項</p> <p>協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>		<p>(19) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>		<p>(20) 協力</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>		<p>(21) 分野横断的事項</p> <p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>	

■1. 各分野の交渉状況

(1)大きく前進している分野

技術的事項を扱っている「貿易円滑化」(例えば、税関手続等)や、WTO上の権利義務の再確認を基本として手続面での透明性向上等に主眼が置かれている「TBT(貿易の技術的障害)」、公平な競争を促すルールの方角性・範囲が概ね一致している「電気通信サービス」の分野で前進がみられている。

(2)前進しているが活発な議論が継続している分野

「物品の貿易」(「原産地規則」を含む)、「サービス貿易」、「政府調達」、「知的財産」、「投資」、「競争政策」、さらには条文案の提案が終わっていない「労働」等の分野では、今後も交渉が継続すると見られている。

(3)その性質ゆえ進展していない分野

「物品の貿易」と関連する「貿易救済」や、他の章の内容が確定してからまとめられる「制度的事項」及び「紛争解決手続」等についても、議論はあまり進展していない。

(注:各分野の現状については、環太平洋パートナーシップ首脳声明(平成23年11月)及び「環太平洋パートナーシップ(TPP)の輪郭」(平成23年11月)も参照。)

■2. 物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)交渉

(1)原則的目標

高い水準での自由化を目指しており、センシティブ品目については、「除外」(特定の物品を関税の撤廃・削減の対象としないこと)や、「再協議」(特定の物品の扱いを将来の交渉に先送りすること)は原則として認めず、「長期間の段階的関税撤廃」というアプローチをとるべきとの考え方を示す国が多い。

(2)実態

各国の状況によって個別の対応を考える必要性を認めるとの考え方の国もあり、コンセンサスには至っていない模様。

(※参考) 通常の貿易交渉と同様に、2011年1月より、各国が品目ごとに、自国の関税撤廃・削減の提案(オファー)と、他の交渉参加国に対する関税撤廃・削減の要求(リクエスト)を交換した上で交渉を行っている。

TPP協定交渉第4回会合 (平成22年12月6日～9日)(概要)

●オバマ大統領及びTPP協定交渉各国の指導者が、可能な限り早期に交渉を終了させるよう指示したことを受け、交渉担当者は、各交渉グループで作業を進めた。各チームは、各国間の商業、通商関連の課題をすべて網羅する形で、各国が得る権利・義務の詳細を定めることとなる各分野のテキストの作成作業を前進させた。各チームはまた、各国が来年1月に交換する予定である、最初の物品市場アクセスのオファーの準備に必要な技術面での詳細を最終調整した。

●これに加え、TPP協定交渉国は、TPP協定の特徴となる新たな分野横断的な課題の更なる枠組み作りにおいて、確かな前進を得た。こうした課題には、アジア太平洋地域において発展しつつある生産・流通網への米国企業の繋がりを深めるための連続性(connectivity)の促進、米国企業がより一貫してTPP協定参加国の市場で活動を行えるように、TPP協定交渉国の規制制度をより整合的なものにする、イノベーション及び雇用創出の主要な源となる中小企業がより積極的に国際貿易に関与するための支援、開発支援等が含まれる。

(米通商代表部(USTR)プレスリリース仮訳)

●先般の横浜におけるAPEC首脳会議の機会にガルシア大統領他の関係国首脳により出された、本件交渉を2011年の終わりに終了させるとの指示を受け、各作業部会は、各国の権利義務を規定するテキストに係る作業を行い、有意義な進展を得た。2011年1月に行われる物品市場アクセスに係る第一回オファーの交換についても詳細の詰めが行われた。

●TPP協定に含めることを模索する最新の横断的テーマ(以下のような事項)についても確たる進展があった。

- ・アジア太平洋地域における新興の生産・流通チェーンへ、ペルー企業の参画を促進するための連携の推進
- ・TPP協定参加国の市場におけるペルー企業の活動の円滑化を目的とした、規制制度の整合性の向上
- ・イノベーション、雇用創出の鍵である中小企業の、より活発な国際貿易への参加を促進するための協力
- ・開発の促進

(ペルー通商観光省プレスリリース仮訳)

TPP協定交渉第5回会合 (平成23年2月14日～18日)(概要)

●TPP協定交渉参加各国の交渉チームは、本年1月に最初の物品市場アクセスのオファーを交換したことを踏まえ、本交渉会合では同分野の交渉を開始し、次回の第6回会合を前に、来月にもこうしたオファーに対する改善要求を交換することで合意した。また、交渉参加国は、次回の交渉会合までに、サービス、投資、政府調達に関する最初のオファーを交換することで一致した。さらに、TPP協定の原産地規則をどのように作成するかについて検討を開始し、3月中に、物品ごとの原産地規則の提案を交換することで一致した。

●交渉国は、各国の権利・義務を規定し、通商・投資関係のあらゆる側面をカバーすることとなるテキストの作成作業を更に前進させた。ほとんどの分野においてテキスト案が作成されつつあり、交渉国は、互いの相違点を狭め、各国の利益と懸案事項を検討する作業を開始した。

●交渉国はまた、競争性の促進や企業活動の円滑化のための提案を含む、新たな分野横断的事項の検討もさらに前進させた。こうした企業活動の円滑化には、中小企業の国際貿易への参加を促進するための方策、TPP協定参加国間の生産・サプライチェーンの繋がりの強化、貿易円滑化のための規制制度間の整合性の強化、開発の促進が含まれる。
(米通商代表部(USTR)プレスリリース仮訳)

●今次会合では、各国が事前に提示していた関税についてのオファーに基づき具体的な交渉が開始された。

●3月末にシンガポールで開催予定の第6回会合では、サービス及び原産地規則分野での各国の条文案が提示され、両分野での交渉の進展が期待される。

●今後行われる4回の交渉で参加各国が歩み寄りを行い、11月に基本的合意に至ることを目指す。
(第5回交渉会合終了後のチリ政府による記者会見)

TPP協定交渉第6回会合 (平成23年3月27日～4月1日)(概要)

- 交渉参加国は、協定のテキスト作成という重要な目標に向けた取組を大きく前進させた。参加国は、交渉を成功裡に妥結させるために柔軟性を示し始め、その結果、協定の幅広い課題について、それぞれの立場の相違を狭めることができた。
- 米国及び他の交渉国は、工業製品、SPS、貿易の技術的障害、環境を含む様々な分野について、新たなテキストを提出した。さらに、米国は、制度間整合性(regulatory coherence)に係るテキストを提出した。本分野は、通商協定で初めて扱われる課題であり、参加国の規制制度をより継ぎ目なく機能させ、米国企業の外国市場へのアクセスにとってますます重要な障壁となっている、いわゆる「国境の向こう側(behind the border)」の課題に取り組むことを狙いとしている。
- また、交渉参加国は、競争性及び企業活動の促進、中小企業の国際貿易への参加を促すための方策、参加国間の生産及びサプライ・チェーンの繋がりの強化、開発促進といった他の分野横断的事項について、米国からの最初の提案に関する有意義な議論を行った。
- 本交渉会合の開催に先立ち、交渉参加国は、サービス及び投資、政府調達、製品ごとの原産地規則に係る最初のオファーを交換し、また、物品市場アクセスに関する最初のオファーについても、互いに改善のリクエストを行った。
(米通商代表部(USTR)プレスリリース仮訳)
- 物品、サービス、投資及び政府調達に係るイニシャル・オファーや様々な分野におけるドラフト提案を各国間で既に交換しており、今回の会合ではテキストベースの実質的な交渉をはじめの準備が出来ている。
- 各国は今年11月のホノルルAPECでの成果に向けて交渉ペースを上げていくことに合意している。
(シンガポール政府プレスリリース仮訳)

TPP協定交渉第7回会合 (平成23年6月20日～24日)(概要)

●交渉期間中、各参加国は、知的財産、電気通信、税関、環境を含む分野において、今回提示された新たなオファーについて議論するとともに、これまで提示された様々なオファーのとりまとめ作業を更に前進させた。また、交渉参加国は、互いの立場を更に明確にし、センシティブな分野の扱いについて相互に受入れ可能な方法を見出すべく取り組んだ。

●前回交渉会合で米国が提示した制度間整合性(regulatory coherence)に係るテキストについて、交渉参加国は、自国内での事前の協議を踏まえ、一致点を見出すための取組を前進させた。さらに、TPP協定における開発分野の扱い、TPP協定を交渉参加国間の開発格差を埋めるものにするものの重要性につき、建設的な議論が行われた。

●交渉参加国は、物品、サービス、政府調達分野における市場アクセスについて、更なる作業を行った。また、工業製品、農産品、繊維製品分野におけるリクエスト・オファーについて、互いの立場の差異を埋めるべく協議を行った。

●交渉参加国は、交渉妥結に向けたプロセスを加速させるため、今後数か月間の取組を倍加させることで一致した。また、9月前半に米国で開催される次回交渉会合において、焦点を当てるべき課題を特定することに合意した。

(米通商代表部(USTR)プレスリリース仮訳)

●今回の交渉では様々な分野において重要な結果が得られた。20以上の交渉分野における交渉テキストの進展が得られた。

●物品市場アクセスに関する交渉について、かなりの進捗を達成した。具体的には、交渉参加国はより進んだレベルのオファーを提示し、これらのオファーについて議論するために時間をかけた。貿易及び投資の自由化の他、交渉参加国も競争能力向上、サプライチェーンの円滑化、中小企業への機会提供・開発援助等の横断的な内容に関するテキスト案について議論を行った。

(ベトナム商工省プレスリリース仮訳)

TPP協定交渉第8回会合 (平成23年9月5日～15日)(概要)

- 20以上の章についてテキスト上の進展を目指した。多くの分野で統合テキストができています。税関、TBT、電気通信、政府調達並びに分野横断的事項(中小企業、規制間整合性、競争力及び開発)を含む多くの章で、妥結に向けて前進できた。知的財産権、投資といった長く、より複雑な章においても進展が得られた。
- また、工業製品、農産品、繊維及びアパレル製品並びに政府調達について、市場アクセスのパッケージに係る進展を目指した。この緻密な交渉は、各国あたり約11,000のタリフライン、原産地規則、すべてのサービスセクター(電気通信、金融サービス、エネルギー、職業(professional)及び流通サービス)における貿易・投資、そして政府調達市場についての合意を必要とする。進展は得られたが、交渉当事国は、目標とされる高い野心度を達成するため、パッケージの改善を図ろうとしている。
- いくつかの分野では、今後数週間の間に新たなテキストが提案される予定である。その中には、米国政府が提案する予定の労働に関するテキスト及び国営企業に関するテキストが含まれる。労働に関する交渉グループと競争に関する交渉グループがシカゴで有意義な議論を行ったことで、これらのテキストが提案された後のプロセスは円滑化されよう。
- 各国代表団は、ホノルルAPECサミットまでに協定の大まかな輪郭に合意するよう指示されている。米国代表団は、これまでの成果を整理し、11月にAPEC首脳会議に強力な成果を提示するべく、やる気に溢れている。
(米通商代表部(USTR)プレスリリース仮訳)
- 各国の交渉官は分野ごとに分かれて交渉を進め、各分野で大きな進展が見られた。とりわけ、市場アクセス、サービス、政府調達分野において、前もって提出されたオファーリストをすべて見直すことができた。
- 交渉官たちは、11月にホノルルで開催されるAPEC首脳会議に向けて何らかの成果が発表できるよう、今後の交渉方法につき議論するとともに、2012年にも最低5回の会合が必要であるということ意見が一致した。
(チリ外務省プレスリリース仮訳)

TPP協定交渉第9回会合 (平成23年10月19日～28日)(概要)

■1. 会合及び交渉の全体像

-日程: 10月19日-28日(於:ペルー)(22日以降, 首席交渉官級で協議が行われた。)

-11月のハワイAPEC首脳会議までに協定の「大まかな輪郭」を固めるとの目標に向けて, 引き続き交渉が行われた。同首脳会議の機会に, 交渉参加国の首脳は, その時点での交渉の進捗を確認し, 今後のステップについて議論する予定。

■2. 各分野の交渉状況

-今回の会合では, 条文案及び分野横断的事項(中小企業によるFTAの活用促進, 規制制度間の整合性, 競争力向上, 開発)について相当な進展があった。その一方で, 知的財産のように複雑でセンシティブな分野もあり, これらの分野では意見の集約には未だ一定の時間が必要。

-物品の貿易, 越境サービス貿易, 投資, 政府調達に関する市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減や市場の自由化等)について, 合意のパッケージ形成に向けて, 着実な進展があった。しかしながら, 市場アクセスについては, センシティブなテーマがあり, 交渉参加国間の利益のバランスをとる合意のパッケージをどのように形成するか, に焦点を置いて交渉が行われた。各国は, 今回の議論や, 他国からの特定分野の改善要求(リクエスト)に基づき, これまでの提案(オファー)を見直したものを準備する予定。

-米国から「国営企業」及び「労働」に関する新たな条文案が提示された。

TPP協定交渉参加9カ国首脳会合(概要)

11月12日、TPP協定交渉参加9カ国(米国、豪州、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム)は首脳会合を開催し、会合後にTPP首脳声明及びTPP協定の輪郭に関する文書等を発表したところ、主な概要は以下のとおり。

1. 首脳声明

(1) 9カ国首脳は、本日TPP協定の大まかな輪郭を発表した。貿易投資自由化に関する包括的で次世代型の地域協定をつくるための画期的な成果を喜ばしく思う。将来の他の自由貿易協定のモデルになるであろうことを確信。

(2) 首脳は、この協定をできるだけ早く妥結できるように必要なリソースを投入することを約束した。同時に、各国により様々な異なるセンシティブな問題の交渉が残されていることを認識し、各国の多様な発展のレベルを考慮しつつ、包括的かつバランスのとれたパッケージの文脈の中で、これらの問題に対処すべく適切な方法を見出す必要がある。そのため、交渉チームに対し、作業を継続するとともに、2012年における追加的な交渉会合の日程を調整するため、12月上旬に会合を開くことを指示した。

(3) 我々は、太平洋全域での自由貿易につながる道を切り開くという最終目標に向けたこの進展に喜んでいる。この地理的にも経済発展のレベルにおいても多様な現9カ国によるパートナーシップを、この地域の他の国に広げることに強い関心を共有。協定の妥結に向け進む中で、我々は、交渉チームに対し、TPP参加に関心を表明した他の環太平洋のパートナーの将来的な参加を促進するため、これらパートナーとの対話を継続するよう指示した。

2. TPP交渉参加国首脳会合におけるオバマ大統領の発言

(スケジュールに関する部分のみ抜粋)

「我々9カ国が協定の大まかな輪郭に合意できた旨の発表を行えることを嬉しく思う。未だ細かな課題は多く残されているとはいえ、これらを処理できることを確信している。よって、我々は、交渉チームに対し、来年中に協定を完成させるよう指示した。それは野心的な目標ではあるが、これを達成できることについて我々は楽観的である。」

TPP協定交渉第10回会合 (平成23年12月5日～9日)(概要)

■1. 会合及び交渉の全体像

-日程:12月5日-9日(於:マレーシア)

-本会合は、ホノルルAPEC時のTPP「首脳宣言」を受けて開催。主な目的は、来年にTPP交渉を終了させるため一層尽力せよとのTPP首脳からの指示を受け、今後の交渉の進め方について議論すること。

-本会合では、投資、サービス、原産地規則、知的財産の分野に関する作業部会が開催された。また、物品、農産品、繊維に関する市場アクセスに関する二国間協議も行われた。

■2. 今次交渉会合の成果

-今後の交渉作業計画(ロードマップ)を2012年1月中旬までに各作業部会が描くことに合意。2012年には5回の全分野を対象とした交渉会合を予定。

-分野別交渉及び市場アクセス交渉について、いずれも進捗はあったが、未だ条文テキストが固まった章は一つもない。

-次回第11回交渉会合は、2012年3月に豪州で開催される予定。次回会合の前に、環境、原産地規則、及び知的財産の分野の作業部会の中間会合が行われる予定。

■3. 新規交渉参加国の扱い

-9カ国は、オブザーバー参加や交渉参加前の条文案の共有は認めないとの従来方針を再確認した。

-交渉会合中は新規参加希望国との協議は行わないこと、新規参加に関する二国間協議は各国首都で行うのが好ましいとの点で意見が一致した。